



平成 28 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社トクヤマ
代表者名 代表取締役 社長執行役員 横田 浩
(コード番号 4043 東証1部)
問合せ先 経営企画室 広報・IRグループリーダー 小林 太郎
(TEL 03-6205-4832)

借入契約の財務制限条項抵触解消に関するお知らせ

平成 28 年 1 月 29 日に公表いたしました、「平成 28 年 3 月期 第 3 四半期決算短信」の「1. 当四半期決算に関する定性的情報 (2) 財政状態に関する説明」における、借入契約の一部が財務制限条項に抵触する可能性とその後の対応状況について、下記の通りご報告いたします。

記

1. 一部借入契約における財務制限条項抵触の可能性

当社は、平成 28 年 1 月 29 日付「特別損失の計上、業績予想の修正、及び役員報酬の返上に関するお知らせ」に記載の通り、Tokuyama Malaysia Sdn. Bhd.の多結晶シリコン製造装置の減損損失計上等により、平成 28 年 3 月に終了する決算期の末日において、当社の連結貸借対照表における純資産維持に関する条項への抵触のおそれが見込まれておりました。

2. 金融機関との対応状況

(ア) ㈱三菱東京UFJ銀行とのタームアウト型中期コミットメントライン契約(契約締結日平成 23 年 9 月 30 日)について、財務制限条項の適用免除と取引継続を申し入れておりましたが、当社の要請に同意し取引を継続する旨の通知を受領いたしました。

(イ) ㈱日本政策投資銀行を幹事とする 7 社の協調融資によるシンジケートローン契約(契約締結日平成 23 年 12 月 22 日)、㈱三菱東京UFJ銀行を幹事とする 6 社の協調融資によるシンジケートローン契約(契約締結日平成 24 年 7 月 24 日)について、金融機関各位へ財務制限条項の適用免除及び契約の一部変更の申し入れを行い継続して交渉を進めて参りましたが、今般合意に達し適用の免除を受けるとともに、変更契約を締結いたしました。

(ウ) 三井住友信託銀行(株)を幹事とする 9 社の協調融資によるシンジケートローン契約(契約締結日平成 24 年 9 月 26 日)について、金融機関各位と期限前弁済の交渉を進めて参りましたが、今般合意に達し本日平成 28 年 3 月 31 日付で元本全額の弁済と清算金の支払いを行いました。

これらの結果、現在は財務制限条項への抵触及びそのおそれについては解消しております。尚、上記に伴う金利負担の変更は無く、発生費用の増加も限定的であるため、当期の通期連結業績予想に与える影響は軽微です。

以上